

令和
3年度
実施版

売上高が著しく減少した小規模事業者の皆様への支援金

げんしゅうかんわしえんきん

米原市小規模事業者減収緩和支援金

米原市では、新型コロナウイルス感染症の影響で、厳しい経営状況にある小規模事業者への緊急支援として、売上高の減少を緩和することを目的とした支援金を交付します。

1 対象となる方の主な要件

申請時点で次の全てを満たす事業者が対象となります。

- (1) 市内に事務所または事業所を有する事業者
- (2) 従業員（雇用保険被保険者）の人数が20人以下の小規模事業者
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことで、年間売上高の減収率が2割以上となる者
- (4) 令和2年度分までの市税等を滞納していない者 など

20%以上減収

2 年間売上高の減収率の計算方法

減収率 = $\{(A - B) / A\} \times 100$

A : 令和元年分または令和2年分の営業等収入額

B : 新型コロナウイルス感染症の影響を最も受けた月（令和3年1月から令和3年12月までの任意の1か月）の営業等収入額に12を乗じて得た額

コロナ前(R1年)または
昨年(R2年)の売上と比較

3 交付額

事業所内の従業員の人数（非正規労働者を含む）に応じた額

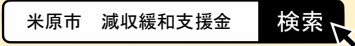
金額	事業所内の従業員の人数（非正規労働者を含む）
5万円	5人以下
10万円	6人以上10人以下
15万円	11人以上15人以下
20万円	16人以上

最も影響のある月を12倍
して年間売上と比較

従業員数に応じた
支援金を支給

※この支援金の交付は、同一事業者に対して一度限りです。
※滋賀県事業継続支援金の対象者も申請することができます。

4 提出書類

- 小規模事業者減収緩和支援金交付申請書兼請求書
【申請書の入手方法】
・ 市公式Webサイトから様式を印刷してください。

- ・ 市役所各窓口、市商工会にも設置しています。
- 令和元年または令和2年分の営業等収入額が分かる書類（確定申告書等の写し）
- 令和3年1月から12月で感染症の影響を最も受けた月の帳簿等の写し
- 従業員名簿等（従業員を雇用している場合に必要）
- 市内の事業所等の所在地が分かる書類（開業届、確定申告書等の写し）
- 申請者名義の振込先口座の通帳の写し

5 申請方法

【感染拡大防止に御協力をお願いします】

・ 郵送による提出

【郵送先】

〒521-8501

米原市米原1016番地 米原市役所本庁舎
農林商工課 行

・ 市役所各庁舎窓口に提出

【申請締切】

令和4年1月31日

お問合せ先 米原市農林商工課（本庁舎） TEL : 0749-53-5146 E-mail : syoko@city.maibara.lg.jp

米原市商工会

TEL : 0749-52-0632